

令和2年 第2回定例会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

令和2年10月28日

筑西広域市町村圏事務組合

令和2年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会会議録目次

第 1 日 (10月28日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	2
職務のため出席した者	2
開 会	3
開 議	3
新議員の紹介	3
仮議席の指定	3
諸般の報告	3
管理者提出議案の報告	3
議会運営委員会委員長の報告	4
議席の指定	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
選挙第1号 副議長の選挙	6
副議長就任の挨拶	6
管理者の招集挨拶	6
一般質問	9
1. 森 正雄君	9
2. 風野和視君	14
3. 三浦 譲君	17
議案第13号の上程、説明、質疑、採決	21
監査委員就任の挨拶	22
議案第14号の上程、説明、質疑、採決	22
議案第15号の上程、説明、質疑、採決	23
認定第1号の上程、説明、質疑、採決	25
閉会中の継続審査の申し出について	31
閉 会	31

令和2年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会議事日程

令和2年10月28日（水）午前10時開会

筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第 1号 副議長の選挙
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
について
- 日程第 7 議案第15号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 認定第 1号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（20名）

1番	大山和則君	2番	仁平実君
3番	中座敏和君	4番	三澤隆一君
5番	森正雄君	6番	保坂直樹君
7番	大橋康則君	8番	佐藤仁君
9番	風野和視君	10番	潮田新正君
11番	林悦子君	12番	仁平正巳君
13番	尾木恵子君	14番	箱守茂樹君
15番	堀江健一君	16番	榎戸甲子夫君
17番	三浦譲君	18番	早瀬悦弘君
19番	稲葉里子君	20番	孝井恒一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤茂君	副管理者	小林栄君
副管理者	大塚秀喜君	常任幹事	鶴見俊之君
常任幹事	関口貴一君	常任幹事	田口瑞男君
会計管理者	菊池勇君	事務局長	築田貴司君
事務局次長兼 総務課長	杉山雄一君	事務局 企画財政課長	広瀬浩孝君
理事兼 筑西遊湯館長	福田洋君	参事兼 県西総合公園 管理事務所長	中山道康君
参事兼 環境センター 所長	須藤正明君	環境センター 基幹改良等 推進室長	田上研君
きぬ聖苑場長	豊口勝昭君	消防本部長	内田昭彦君
消防本部長 消防次長	市村正明君	筑西市 市長公室 秘書課長	飯山正幸君

職務のため出席した者

事務局総務課 総務グループ 係長	田口俊幸君	事務局総務課 総務グループ 係長	蓮沼香織君
事務局総務課 総務グループ 主任	石井清江君		

◎開会の宣告

○議長（仁平正巳君） これより令和2年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を開会いたします。

（午前10時02分）

◎開議の宣告

○議長（仁平正巳君） ただいまの出席議員は20名であります。よって、会議は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

○議長（仁平正巳君） 初めに、桜川市選出の組合議員の任期満了に伴い、新たに組合議員となられました方々をご紹介いたさせます。ご紹介にあたりまして、その場でご起立願えれば幸いと存じます。

田口総務課係長。

○事務局総務課総務グループ係長（田口俊幸君） ご紹介いたします。

桜川市、大山和則議員、同じく仁平 実議員、同じく風野和視議員、同じく潮田新正議員、同じく林 悦子議員。

以上でご紹介を終わります。

◎仮議席の指定

○議長（仁平正巳君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎諸般の報告

○議長（仁平正巳君） 地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（仁平正巳君） 次に、本定例会に提出する議案につきましては、さきに管理者より送付されております。

〔管理者配付文書〕

筑広組発第123号

令和2年10月28日

組合議会議長 仁平正巳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須 藤 茂

令和2年第2回組合議会定例会提出議案等の送付について

令和2年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(令和2年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会)

議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議案第15号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)

認定第1号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(仁平正巳君) 次に、本定例会の会期及び日程につきましては、去る10月23日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、保坂直樹君。

〔議会運営委員会委員長 保坂直樹君登壇〕

○議会運営委員会委員長(保坂直樹君) おはようございます。

報告に先立ちまして、今般、桜川市議会選出議員の任期満了に伴いまして、新たに桜川市から大山和則議員、仁平 実議員が議会運営委員会に選任されております。また、空席となっておりました議会運営委員会の副委員長には、桜川市の大山和則議員が再任されましたので、ここにご報告申し上げます。

それでは、令和2年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会につきまして、去る10月23日、議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第3は、選挙第1号 副議長の選挙であります。

日程第4は、一般質問であります。

日程第5は、議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第6は、議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

についてであります。

日程第7は、議案第15号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）であります。

日程第8は、認定第1号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてであります。

日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

以上のとおりでありますので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いたします

○議長（仁平正巳君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（仁平正巳君） これより議事日程に入ります。

日程第1、議席の指定についてであります。

今般、組合議員になられた方々の議席につきましては、組合会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席番号を朗読いたさせます。

田口総務課係長。

○事務局総務課総務グループ係長（田口俊幸君） 議席を朗読いたします。

1番議席に大山和則議員、2番議席に仁平 実議員、9番議席に風野和視議員、10番議席に潮田新正議員、11番議席に林 悦子議員。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仁平正巳君） 次に、会議録署名者を会議規則第73条の規定により、3番、中座敏和君、16番、榎戸甲子夫君の両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第1号 副議長の選挙

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第3、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に稲葉里子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました稲葉里子君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました稲葉里子君が当選されました。

ただいま副議長に当選されました稲葉里子君が議場におられますので、本席から組合会議規則第30条第2項の規定により当選の告知をいたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（仁平正巳君） 稲葉里子君のご挨拶をお願いいたします。

〔新副議長 稲葉里子君登壇〕

○新副議長（稲葉里子君） 皆さん、おはようございます。重い副議長という職責をいただきました稲葉里子でございます。一生懸命頑張って議会のため、それから筑西のいろんな意味で活動していきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

◎管理者の招集挨拶

○議長（仁平正巳君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） おはようございます。令和2年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例

会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。早口で大変申し訳ありませんが、ご挨拶申し上げます。

初めに、このたび桜川市選出の組合議員改選に伴い、組合議員になりました大山和則議員、仁平実議員、風野和視議員、潮田新正議員、林悦子議員におかれましては、今後とも当組合の発展にご尽力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

まず、組合の事務事業について若干ご報告申し上げます。

筑西遊湯館の利用状況でございますが、令和2年度上半期の利用者総数が6万140名で、前年度同期に比べ5万7,995名、49.1%の減となっております。利用者の大幅減につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、4月2日から5月25日までの54日間、臨時休館としたことによるものでありまして、現在の利用状況につきましては、前年度と比較しますと7割程度の利用率となっております。今回の施設運営に係る感染防止に関しましては、筑西市と連携を密にし、あけの元気館と歩調を合わせ、集団感染を防止する取組を行ったものとなっております。今後も新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、施設を利用する皆様の安全安心を確保できるよう、感染予防対策を講じながら適切な施設運営に努めてまいります。

次に、県西総合公園でございますが、令和2年度上半期の来園者数は7万9,828名で、前年度同期と比較すると5万1,730名、39.3%の減少となっております。これは、新型コロナウイルス感染拡大予防措置の一環として、公園施設の一部利用制限等を実施したことによるものでございます。今年度の事業につきましては、植栽管理を中心に園内の環境美化に努めつつ施設管理を進めております。

また、茨城県の事業といたしましては、屋外トイレ改修工事等が終了し、防犯カメラ設置工事等が進められているところであります。今後も新型コロナウイルス感染症対策を講じ、来園者がより一層安心して快適に利用できる公園を目指し、施設の環境整備に努めてまいります。

次に、環境センターでございます。廃棄物処理施設は、コロナ禍においても通常どおりの稼働を続けております。圏域住民の生活を支えなくてはならない基礎インフラであることから、処理施設の安定稼働を継続するための人員確保を最優先とし、現場では集団感染予防策に集中的に取り組むと同時に、2次感染を防ぎつつ主要施設を稼働させるよう対応してまいりました。

また、圏域住民の皆様には、ごみの持ち込みについて自粛の協力をいただいたことで、施設の職員の不特定多数の方々との接触に伴う感染リスクを減少させることができました。圏域住民の皆様には、大変ご不便をおかけいたしました。収束が見えない状況の中、処理の継続が困難となる可能性も否定できないことから、引き続き構成3市と連携を図りながら対処してまいりたいと存じます。

続いて、し尿処理施設及びリサイクルプラザにおける基幹的設備改良工事の進捗状況でございますが、まずし尿処理施設については、現在、10月末時点において進捗率約65%であります。リサイクルプラザにつきましては、現在、組合、プラントメーカー、コンサルタントの3者協議を進めながら実施設計を進めているところであり、スケジュールどおり両施設とも今年度末の竣工を目指し、それぞ

れ作業を進めております。

また、ごみ焼却施設及びそれに付随する余熱利用設備等につきましても令和3年度の着工を目指し、現在、発注仕様書の策定を進めているところであり、構成3市と十分協議させていただいた上で、計画的かつ効率的に進めてまいりたいと考えております。

次に、きぬ聖苑でございます。令和2年度上半期の火葬件数は1,092件で、前年度同期より109件、9.1%減となっております。しかしながら、近年、火葬件数は年間2,500件を超えている状況であり、そのため今年度も1日14件の受入れを行い、火葬件数が増える11月から3月まではさらに1件増枠し、1日15件の受入れ態勢を継続することになっております。斎場利用は184件で、前年度同期より101件の減となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、葬儀規模の縮小、参列者の減、簡略化などによるものと推察しております。

施設管理につきましては、施設の延命化を目的とした屋根及び外壁等の改修工事を平成30年度から3か年をかけて実施しております。火葬施設につきましても、懸案でありました火葬炉内耐火物全体的積替え工事を実施いたしました。今後も故人の尊厳を重んじ、ご遺族、ご会葬者の皆様に配慮した質の高い運営に努め、計画的な施設の修繕や整備を行ってまいります。

次に、消防関係でございますが、火災、救急等の出場状況につきましては、令和2年度上半期における広域圏内の火災は37件で、前年度同期と比べ8件減少し、そのうち建物火災は22件で昨年と同数となっております。また、救急出場件数は3,815件で、前年度同期と比較して511件減少しており、1日当たり平均20.8件の出場となっております。

新型コロナウイルス感染症への対応といたしましては、4月に消防本部内に対策本部を設置し、消防職員感染による消防サービスの縮小、停止を防ぐことを主眼とする基本方針を定めております。これにより、行動を自制するとともに、職員が感染した場合を想定した業務継続計画を見直し、関連情報の収集に努めながら過度に恐れることなく、正しい情報の下、感染防止の徹底を図っております。

また、令和2年7月9日、関係各位のご理解とご尽力により新川島分署を無事運用開始することができました。運用開始から9月30日までの出場件数は、火災4件、救急246件、PA連携の56件、救助出場2件、そのほか出場10件となりました。この運用開始に併せて、これまでのポンプ車両と救急車両の兼務運用から2隊単独運用とし、さらに広域圏全体の出動計画の見直しを実施しております。今後は蓄積される出場データを検証し、より円滑な車両運用体制を構築することにより、消防サービスの拡充を目指してまいります。

さらに、桜川消防署の建設事業につきましては、来年度庁舎設計業務を予定しており、その予算化と併せ、桜川市と建設予定地の利用計画について協議を行っている状況であります。今後も関係機関と連携を密にしながら円滑に事業展開をしてまいります。

最後になりますが、今定例会の提出案件について申し上げます。人事議案1件、条例議案1件、補正予算案1件、令和元年度決算認定1件でございます。議案等の内容及び提案理由など詳細につつま

しては、各担当が説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

以上でございます。

◎一般質問

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第4、一般質問であります。

この際、申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から時間を短縮し、一般質問についての各議員の発言は、答弁を含め30分以内、質問回数は一問一答方式を選択した場合は無制限、総括方式を選択した場合は3回以内といたします。

質問は、初めに登壇して行い、答弁の間及び再質問は質問席にてお願いをいたします。

また、議案質疑については、総括方式のみとし、発言は3回まで、答弁を含め30分以内といたします。

それでは、通告順に従い発言を許します。

5番、森 正雄君。

〔5番 森 正雄君登壇〕

○5番（森 正雄君） おはようございます。森 正雄です。早速、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、消防職員、消防吏員の定数についてということであります。現在、定数300人と定められておりますけれども、現在の職員総数は何人なのか、まずお伺いいたします。

あとは質問席で質問いたします。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君の質問に答弁願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 消防本部消防長の内田でございます。よろしく申し上げます。

森議員のご質問にお答えいたします。令和2年度の職員総数は297名となっております。その内訳としましては、現役職員が292名、常時勤務再任用職員が1名、短時間勤務再任用職員が4名でございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） はい、分かりました。

これから再任用職員の増加が制度上予想されるわけでありまして。そういう中で、再任用職員もいわゆる300名の条例定数の中にカウントされるということでもあります。そう考えたときに、これから新規採用職員、これを継続して採用し続けることができるのかということが、大変懸念するところであります。その辺、消防長はどのように考えていますか。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

次年度、令和3年4月1日付で採用を予定しております新規職員数につきましては、今年度末の退職者数などから勘案しまして、5名程度で募集を行い、現在採用試験を厳正に実施、継続しているところでございます。

また、令和4年度につきましては、令和3年度の採用人数と同程度の4から5名程度の新規募集を行う予定としております。令和5年度以降につきましては、導入の見込まれる公務員の定年延長や再任用職員の増減の状況により変動することから、新規募集はゼロから5名程度と流動的な見通しとなっております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） はい、分かりました。

当座は、今消防長の答弁では4、5名程度いけるということでありまして。その後ちょっと厳しくなるような、そういう話でありますけれども、新規採用ができないということのないように、しっかりと計画的に進めていただきたいと思うところであります。その辺、これは須藤管理者、条例改正等も含めてご意見をお聞かせをいただければと思います。

○議長（仁平正巳君） 須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 森議員さんのご心配のとおりでございます。先ほど消防長が言いましたように再任用の方が多くなるということで、新規の採用ができなくなるということでございますけれども、ゼロということは非常に年齢の構成から言いますとまずいわけでございます。再任用の人数以外も女性職員採用とか、あるいは今男女で出産したときの夫婦の、男子職員も出産休暇を取って休むとか、いろんな方法も勘案して考えなくてはいけないと思っております。条例等も含めまして、適正な条例定数にすることが不可欠でございますので、しっかりとそこら辺は副管理者と共に話し合っやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） はい、分かりました。市長、ありがとうございました。

なぜ懸念するかといいますと、桜川、結城、筑西とも非常備消防団員、一般の消防団員ですね、減少傾向にあるのだらうと思っております。そういう中で、やはり今状況を見ますと、自然災害がかつてより非常に頻発しているのではないかと。そうしますと、常備消防への負担といたしましうか、依存度というのは高まってくるのだらうと思っております。さらには、高齢化がさらに進展をしていくという中で、救急需要も今よりは高まることが予想されると思っております。そういう懸念がある中で、条例定数、現状でいいのかというところを大変心配するところがありましたので、今回質問をさせていただいたわけで

ございます。その辺よく勘案していただいて、ご検討いただきたいと思います。これは要望で結構です。

続きまして、職員のスキルの向上ということでもあります。現在、消防吏員、職員のスキルといたしましうか、技能、能力を高める手だてとしてどのような手段を取っているのか、消防長に伺います。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

消防本部では、計画的に総務省消防庁所管の消防大学校や茨城県立消防学校など外部教育機関の様々な専科特別教育に職員を派遣し、専門的知識・技術の習得に努めてございます。

また、救急救命士資格をはじめとする消防業務に必要な資格取得講習についても、消防力の実情を勘案しつつ、常に計画を更新しながら職員を受講させ、職員のスキルアップ、消防力の向上にも取り組んでおります。

さらには、こうした教育、研修、講習で得た知識、技術を広く組織に還元することを目的に、派遣された職員による消防本部内の勉強会や総合訓練を企画開催し、組織全体の底上げ、知識、技術の共有、指導的立場の職員の教育手法の熟達を図っております。その他、年間訓練計画を策定し、災害想定訓練を定期的実施し、部隊、さらには個人のスキルアップに努めております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） はい、分かりました。今、話を伺っていますと、いわゆる計画的に教育訓練をしているということでもあります。引き続いてご努力をいただきたいというふうに思います。

そこで、内田消防長ご存じのように、私もちょっとの間ですけれども、消防本部に籍を置かせていただいたことがございます。そのときに感じたことなのですけれども、筑西広域消防の隔日勤務の職員の勤務形態、これが2当務1休という勤務形態で当時ありました。これは消防長に言うことではないのですけれども、議員さんは分からない方がいると思いますので、1当務というのは、24時間勤務して非番ということです。2当務ですから、これを繰り返して休みと、こういう隔日勤務の職員の勤務形態です。当時、たしか、今は分かりませんが、県内に24の消防本部がありました。私も調べてもらったのですけれども、当時2当務1休という、そういう勤務形態を取っている消防本部というのは、筑西広域消防だけだったのです。あとの23の消防本部全てが3当務1休という勤務形態。3当務ですから、24時間勤務の非番の、これを3回繰り返して休みという、そういう勤務形態でありました。今、その当時の勤務形態と、県内も含めてどういうふうな状況になっているのか、その辺を伺います。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

消防本部の勤務形態は、森議員のお話のとおり、年間を通して2当務1休のサイクルで勤務を計画

しております。私からも簡単にご説明させていただきますけれども、毎日勤務者を除く消防職員は、朝8時30分に勤務を開始し、翌日8時30分に勤務を終了する24時間勤務体系でございます。これを通常1当務と表現しております。この1当務は、休憩時間を除くと、毎日勤務者の2日分の勤務時間に相当することになります。これを2回繰り返すと、毎日勤務者における土曜日、日曜日と同様の公休日を訪れ、これを先ほど議員がおっしゃったとおり、2当務1休の勤務体系と呼んでおります。

森議員お尋ねの茨城県内の勤務形態の状況でございますけれども、県内24消防本部のうち、3当務1休を採用している消防本部が13本部、3当務1休と2当務1休の併用を採用している消防本部が6本部、2当務1休を採用している消防本部が1本部、これは当消防本部でございます。その他としまして、4本部が別形態の勤務となっております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） 分かりました。まだ2当務1休を採用しているのは、当本部だけであるということですね。分かりました。

私は、主題が職員のスキルアップということで、今回質問させていただいているわけでありまして。3当務1休という勤務形態、これは当然働き方という中で賛否はあるというふうに理解はするところでありましてけれども、消防という職務のいわゆる特殊性とか、あるいは消防職というのは公安職ですよ。公安職としての職員の在りようというようなところを考えますと、組織の陣容というのですか、常に臨機応変に物事に対応できるような、対応を取れるような、そういう勤務形態にしておく必要があるのではないですか、このように思うわけでありまして。当然、3当務1休ということになりますと、勤務時間が長くなりますから、また職員がいろいろな場面で事案に対応することも増えるということになると思うのです。

それで、それがいわゆる先ほど消防長がおっしゃっていましたが、いろいろな研修をしてきた先輩方が戻ってきて部下を教育する。そういう場、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニング、OJT、そういう手法で職員教育をしていく、そういうことが大事な職場内教育だと思うのですが、そういう機会を多く設けられる。しかも、常に陣容を整えられるという3当務1休を私は望んでいるのですが、その辺ご意見をいただければと思います。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

週休を除いた職員に付与されている休日に休日勤務手当を支給し勤務することで、職員1人当たりの年間当務日が増え、休日は減ることになりますけれども、2当務1休から3当務1休への勤務形態への移行は可能でございます。森議員のご指摘のとおり、そのことで1当務当たりの勤務人員が増員され、車両搭乗員の増員や運用する消防車両数を増やすことが可能となります。これまで当消防本部では、休日勤務手当の支給をしておりませんでした。出場体制の増強を図るため、令和2年度に2

日休日勤務手当を支給することで人員の確保を行っております。

今後は、休日勤務手当を1日支給することで、職員2名分に相当でき、柔軟に支給日数の増減をすることで、現行の職員数の中で勤務人員を確保する大変有効な手段としていくためにも、休日勤務手当1日支給で約500万円の費用が必要になることも踏まえまして、消防力の計画的な増強を見据えて、費用対効果に鑑みながら勤務人員の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） この質問の主題は、職員のスキルアップということであります。

話を若干戻しますが、これは消防長のほうから、消防本部のほうからいただいた消防年報です。この中を見ますと、32歳以下のいわゆる士長以下の職員、この職員が全職員の約半数を占める職員構成になっています。したがって、若い職員の教育というのですか、2当務1休より3当務1休、当然出勤が多くなりますので、スキルアップにつながる。いろいろな事案に対応する、多様な案件に対応する現場での現認訓練といいたいまいしょうか、そういうことが可能である。ケーススタディーが多様に行けるといって、そういう意味で若い職員が多いということが、やっぱりスキルアップといいたいまいしょうか、3当務1休にする一つの大きな私の思いなのです。

ぜひ先ほど消防長がおっしゃったように、前向きにこの3当務1休、当然これは予算が絡むことですから、おっしゃっていたように、事務局あるいは本部内で幹部職員と当然議論をして、どうしたらいいのだということを議論して、それを事務局のほう、築田事務局長と相談をした上で、ぜひ副管理者、管理者のほうに上げていって、当然消防の職員のスキルアップというのは、圏域住民の安全安心につながることでありますので。特に、この筑西広域消防は、私は思うのですけれども、ほかの消防本部よりいわゆる消防車あるいは救急車、そういったものの消防資機材、防災資機材、これはほかよりは私は筑西の消防本部は優位であるというふうな理解をしております。管理者、副管理者の理解のあかしだというふうに思うのですけれども、その先端の資機材を若い職員が使いこなせなくては百もしないわけでありまして、仏つくって魂入れずになってしまいますので、ぜひともこのスキルアップの手法として、3当務1休という勤務形態に徐々に結構ですので、半分という、6消防本部は半分は3当務1休で、半分は2当務1休というような、いわば筑西広域にしても、少なくともそのくらいの割り振りで検討いただければというふうに思います。

今までもこの質問はずっとしたい質問であったのです。2当務1休の勤務形態でほかの消防本部の職員よりいわゆる技能、技術が劣ってしまうのではないかと懸念も私持っていました。当然、ほかは3当務1休で、それだけの経験を多く積んでいくわけですから。そういうことで、本組合においても3当務1休にさせていただいて、ほかの消防本部の職員と同等の対応をできるような体制にさせていただきたいという私の思いであります。その辺、再度よろしいですか。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

森議員のご指摘のとおり、職員1人当たりの当務日数が増えますと、当然災害活動はもとより、通常勤務の中で行える訓練や予防業務へ関わる時間も増えることとなります。特に若い世代の職員は、多くの経験を積むことができるとともに、知識を深めることが可能になるとも考えられます。また、職場において指導力の高い上司が、部下に直接実践的な指導を行う機会も増加して、いわゆるオン・ザ・ジョブ・トレーニングの環境が整い、より効率的に優秀な人材を育成することができることも期待できます。

一方で、先ほども申し上げたとおり、完全な3当務1休とするためには、休日勤務手当の相当日日数を支給することが必要となります。職員の休日の減少や休日勤務手当の膨大などにもつながることから、今後は計画的な人材育成の中で費用対効果に鑑み、柔軟に支給日数の増減を行いつつ職員教育に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 森 正雄君。

○5番（森 正雄君） 消防長、前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

私は、今回、前から質問したいと思っていたテーマなのですが、内田消防長が消防長になられまして、非常に内田消防長は職員、若い職員に信頼のある消防長であるというふうな思いで私もいましたので、今回内田消防長が消防長になられましたので、温めていたものを質問させていただきました。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（仁平正巳君） 次に、9番、風野和視君。

[9番 風野和視君登壇]

○9番（風野和視君） 皆さん、こんにちは。風野和視です。体調を壊しまして、声のほうあまり出ないのですが、簡潔に質問いたしますので、簡潔に答弁をお願いします。

通告に基づき、消防職員について質問いたします。まず、1点目、消防職員の再任用について、前段の森議員とかぶるところが多少ありますが、質問いたします。1点目の再任用職員の現在何名の方が再任用職員としてどういった部署について、何の仕事をしているのか。また、何年間再任用職員として勤務が可能なのかお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（仁平正巳君） 風野和視君の質問に答弁願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 風野議員のご質問にお答えいたします。

令和2年度現在の再任用職員数は5名でございます。内訳は、常時勤務再任用職員が1名、短時間勤務再任用職員が4名でございます。

再任用職員の勤務場所につきましては、消防本部総務課に短時間勤務再任用職員が2名、筑西消防

署に短時間勤務再任用職員 1 名、桜川消防署に常時勤務再任用職員が 1 名及び短時間勤務再任用職員 1 名、桜川消防署に 2 名でございます。計 5 名をそれぞれ配置してございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 風野和視君。

○9 番（風野和視君） 再度確認したいのですが、その再任用職員さんは、先ほど森議員の答弁にもありましたけれども、条例定数に入っているということでしょうか。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

常時勤務再任用職員については、条例定数に含まれます。短時間の再任用職員については、条例定数には含まれておりません。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 風野和視君。

○9 番（風野和視君） 2 点目の質問に移ります。

厚生年金の受給開始年齢に合わせて、無収入にならないように段階的に再任用制度があると思います。その中でさらに消防職員については、退職年齢時、一般行政職に該当する消防司令長以上の方と特定消防職員と言われる消防司令以下の方がいて、厚生年金の受給開始年齢が違っており、こちらの方は現時点では 61 歳から厚生年金が受給できるため、希望される方のみ再雇用という形で、定年前と変わらず隔日勤務をしていると聞いております。雇用条件と人数をお伺いしたいと思います。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

令和 2 年度における特定消防職員、先ほどご答弁申し上げました再任用職員 5 名のうち 2 名の者が該当してございます。常時勤務再任用職員が 1 名、短時間勤務再任用職員が 1 名、いずれも桜川消防署に配置してございまして、主に現役時と同様、警防要員として業務に従事してございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 風野和視君。

○9 番（風野和視君） 確認しました。

そこで、私が申し上げたかったのは、今ほど答弁のほうに、私が想像していた以前、再任用職員としては、消防署員の定年を迎えてからの再任用としては、たしか県西総合公園とか、また遊湯館等、消防実務とはまた違った形で再任用の方がいらっしゃったと思います。その辺を鑑みたときに、私が言いたかったのは、60 歳を過ぎても、今ほど消防長から答弁もらったとおり、今まで培った現場で再度再任用という形で仕事をしている方と、また今言った全然畑違いの場所で再任用、そのところに職員としての不公平感を感じている方もいたのではないかというふうに思いまして、今の質問を聞きました。

私が言いたいのは、この3点目、実は今回の質問にあたって、1点目、2点目、3点目の本来私が聞きたかったのは、この再任用職員の各市出向の勤務の可否についてというのがお題目でありまして、その辺に関して現在広域の構成市である筑西市、結城市、桜川市、それぞれ消防職員のOBが市役所の消防防災部門に在籍し、市の安心安全に対してすばらしい成果を上げているところです。さらに、他市町村の動向を伺えば、単独市の消防の場合は、多数消防職員の再任用の方が市役所にて再任用勤務しており、またほかの広域消防でも、市の消防防災担当として勤務している方が多数いると聞いております。

そこで、提案として消防職員の再任用を、消防防災担当として各市市役所で勤務いただけるようお願いしたいと思い、この質問をしております。消防職員の方は消防防災のプロであり、災害現場での市民と向き合ってきた。長年活動しているわけですから、その辺のノウハウを地域に還元していただきたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

再任用職員は、本人の意向や選考条件等により変動いたしますが、今後継続して5名程度の採用は見込んでございます。現在は消防本部内の各所属に配置し、消防業務を主に従事しておりますけれども、消防職として長年勤め上げたその知識や経験を活用する場所を広くご提供いただき、他機関に貢献できることは、対象となる職員の選択肢の拡大ややりがい、能力の有効活用にもつながりますし、消防本部としても大変有意義な機会であると考えております。よって、そのような機会がございましたら、身分や処遇などについて協議をさせていただきながら、前向きに検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 風野和視君。

○9番（風野和視君） 前向きな答弁、ありがとうございます。

要望として、今消防長から聞いたような流れとして私も思っております。私、今現在、桜川市消防団の隊員をまだ務めております。本来、消防精神とは、自分の生まれ育った地域を守り、地域の役に立ちたいという郷土愛、これが非常に重要であり、またその精神が全ての消防に携わっている人間の根底にあると考えます。消防職員の方にも、地域のためにやりがいのある市職員として、消防防災に関わりたいという職員もたくさんいると思います。そこで、ぜひとも来年以降から再任用職員として市に出向し、地域に恩返しを考える方を市役所で勤務し、各市の地域の安心安全を守っていただきたい。そう強く要望して私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（仁平正巳君） ここで休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（仁平正巳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

17番、三浦 譲君。

〔17番 三浦 譲君登壇〕

○17番（三浦 譲君） 筑西市の三浦です。よろしくお願いいたします。

通告していた1番、新型コロナウイルスと救急搬送について、同じく消防について伺ってまいります。

救急搬送時のコロナ感染対策として、一般的にどのような対応をしているか。また、濃厚接触者になる場合も救急隊があるわけですから、そういった場合の救急対策ということで内容をお知らせ願います。

以上です。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君の質問に答弁願います。

内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 三浦議員のご質問にお答えいたします。

救急隊員には、コロナ情報の有無にかかわらず、全ての救急出動において、新型コロナウイルス感染症を疑った活動をするように指導しております。具体的な感染予防対策としましては、不織布素材の感染防止衣とゴーグル、マスク、手袋の着用が標準装備になりますけれども、心肺停止の傷病者や心肺停止の疑いのある傷病者事案につきましては、胸骨圧迫時などに傷病者の体内からウイルスが排出され、空気中を浮遊するいわゆるエアロゾルの発生が懸念されておりました、その対策としまして、通常の標準装備に加え、空気感染やエアロゾルに対応可能なN95マスクの着用を義務づけ、感染予防を図っております。

また、感染防止衣の着脱方法や救急車内の消毒方法などについては、筑西保健所のご指導をいただき、適切に実施できるよう努めております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 分かりました。

実際に搬送する際に、熱中症やインフルエンザなどとの区別が難しい状況もあるかと思えます。それによって搬送時間がかかってしまう、こういった状況はあるのかどうか。よろしくお願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 三浦議員のご質問にお答えいたします。

救急隊は、新型コロナウイルスの感染症の疑いがあるか否かについて、専用の評価票に基づいて聴取した内容を判断材料としております。さらに、活動時には傷病者がマスクをしていない場合は、マ

スクをしていただく、手指消毒をしていただくなど、ふだんの活動にも増して感染予防の配慮が必要になります。また、傷病者の受入れを医療機関に依頼するための電話連絡の際も、評価票に基づくコロナに関する情報提供が必要になることから、通常より多くの時間を要してしまいます。これらの感染予防に必要な様々なこと、また評価票の聞き取り等によって活動時間の延伸を招いていることは、多少なりともございます

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） やはり多少時間がかかると。いろいろ細かな作業があるでしょうから、そういうところでやむを得ないだろうというふうには思います。

それから、実際に管内3市で見てもみたら、陽性となっている人は、昨日付で合わせて26人となっていました。陽性の患者の搬送についてなのですが、保健所が本来はすべきことですが、依頼されて運ぶということもあるかと思いますが、あるいは搬送した後に陽性だったことが分かった、そういった事例というのはどうでしょう。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 管内での救急搬送としまして、陽性患者と判明した者は2名でございます。救急搬送におきましては2名でございます。しかし、陽性と判明した場合におきましても、救急隊は先ほど申しました感染防止対策をしていれば、濃厚接触者には当たらないという保健所の見解がございますので、特にPCR検査であるとか、そのようなものは現在は実施しておりません。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） もう一つ、家族などの同乗者を断っている地域もあるようですが、この管内ではどうなのでしょう。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

現在、当本部としましては、新型コロナウイルス感染症もしくは感染症の疑いがあると判断された場合には、救急車の同乗は控えていただいております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 家族の思いというものもあるとは思いますが、感染防止が第一ということで、同乗させないというのは、例えば消防庁の通知などによって決まっているということなのでしょうか。それとも、各消防本部で判断するということなのでしょうか。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） 感染防止対策の意味合いから、消防本部内で検討しまして、同乗

は遠慮していただくということに決定しております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 分かりました。

次に、2つ目の点ですけれども、今度は受入れ病院側の対応ということで、病院にしてみれば、コロナの患者の可能性はあると考えていなくてはならないわけです。救急隊もそうですけれども。しかし、いろんな人が運ばれてくる中で、陽性が疑われる救急患者を受け入れる病院あるいはそれは受け入れないという病院と分かれていると思いますけれども、これら搬送する救急隊のほうとしてみれば、はっきり患者の区別がつけばいいですけれども、なかなかそこもグレーゾーンの部分が結構あると思いますけれども、そういう話を聞いておりますけれども、そこで病院側との打合せといったようなものはどうなっているのでしょうか。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

新型コロナウイルスが国内で流行し始めた当初、各病院での感染予防対策がまだ構築されていなかったためか、スムーズな活動ができなかったという事例は確かにございました。しかしながら、筑西保健所が主催する筑西保健所管内新型コロナ感染症対策連絡会議などにおいて問題点などを協議することで、各医療機関との連携が図れてきております。また、現在は各医療機関における感染症対策やPCR検査体制が構築されてきておりますので、当初と比較しますとスムーズな活動ができていると思っております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 連絡対策会議があって、改善が図られているという話ですね。

それで、そうではあっても、病院側の判断で断られてしまったと。病院も慎重になりますから、断られるケースというのはどうなのか。あるいはそれによって時間がかかってしまう、こういったことはどうなのでしょう。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） やはり先ほど申し上げましたとおり、当初のころは発熱等の風邪症状がある場合には、受入れを断られるという事例は散見されましたけれども、先ほど申し上げましたが、現在は管内の2次医療機関でほぼ収容は可能となっております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 当初に比べると、大分落ち着いてきているなというふうに思いました。

それでは、3つ目の点で伺いますけれども、隊員のPCR検査、これは例えば定期的に行うとか、

そういったことはやっているかどうか伺います。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

隊員のPCR検査についてですけれども、先ほども申し上げましたが、救急隊は感染防止対策を図った上での活動ということですので、濃厚接触者には該当しないために、特別には実施しておりません。しかし、活動中に自分の意思に反してマスクが外れてしまうなど不測の事態が生じた場合は、速やかに保健所に連絡し、指示を仰ぎまして、隊員の検査や環境消毒などについて指導していただけるように取り決めをさせていただきます。

また、職員が日常生活において、濃厚接触情報や自らに症状が出た場合の対応につきましては、消火力の低下を招くことがないように、速やかに医療機関において検査を実施することと取り決めてございます。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 基本的にはちゃんと感染対策をやっているから、感染しないという前提で当たっているということですね。

ただ、実際には、先ほど消防長からも出ましたけれども、例えば家族からとか、いろんな外食したときとかというところから、ウイルスを拾ってしまうという可能性もないことはないし、それがもしあったとすれば、非常に大きな影響を与えてしまうと。先ほど冒頭に管理者からの挨拶の中で、業務継続計画というのもつくっているということでしたけれども、もしそういうこれをやらなければならないとしたら、大変な事態になってしまうわけですから、万全には万全をということで、私はぜひPCR検査を定期的に行っていったらどうかというふうに思います。もちろん費用がかかります。その費用は、様々な例えば今国から各市に臨時交付金といったものが来ているとか、あるいは県のほうで財政的支援をすとか、そういった方法が取れると思うのです。そういった考えはどうなのでしょうか。

○議長（仁平正巳君） 内田消防長。

○消防本部消防長（内田昭彦君） お答えいたします。

三浦議員おっしゃいますとおり、業務のみではなく、日常生活においても感染のリスクは高いところが事実でございますので、今後PCR検査につきましては、定期的にできるかどうかしっかりと検討いたしまして、財政の面もでございますので、しっかり前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） 消防庁でこういうのをどう考えているのかというのをホームページで調べてみたら、言及していないのです。ここの筑西消防本部では、消防庁がそうであっても、やはり独

自にそこを真剣に考えて、財政的な措置も検討するというふうにしたほうが、住民としても安全だし、それから消防にとっても、さらに万全の体制が取れるということになりますから、ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、この点は管理者、副管理者の話合いでこれを、お金のかかることですから、検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（仁平正巳君） 須藤管理者。

○管理者（須藤 茂君） 今、三浦議員さんがおっしゃったこと、全くそのとおりだと思っておりますので、私と副管理者のもとに、前向きにしっかり考えていきたいと思っています。今まではそういうのはなかった。しっかりやっておったのですが、一步踏み出して3人で考えていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（仁平正巳君） 三浦 譲君。

○17番（三浦 譲君） よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（仁平正巳君） 以上で一般質問を終わります。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第5、議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、林 悦子君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

[11番 林 悦子君退場]

○議長（仁平正巳君） それでは、説明を求めます。

須藤管理者。

[管理者 須藤 茂君登壇]

○管理者（須藤 茂君） 議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

当組合監査委員として、組合同約第15条第2項の規定により、下記の議員を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 桜川市真壁町古城56番地

氏 名 林 悦 子 議員

生年月日 昭和31年6月14日生まれでございます。

本議案は、任期満了となっております当組合の監査委員につきまして、林 悦子議員を選任することについて議会の同意をお願いするものでございます。

参考といたしまして、裏面には略歴を載せておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（仁平正巳君） 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。林 悦子君を監査委員に選任することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、林 悦子君が監査委員に選任されました。

林 悦子君の除斥を解きます。

〔11番 林 悦子君入場〕

◎監査委員就任の挨拶

○議長（仁平正巳君） ただいま監査委員に選任されました林 悦子君のご挨拶をお願いいたします。

〔11番 林 悦子君登壇〕

○11番（林 悦子君） 林 悦子です。ただいまは監査委員に引き続きご選任いただきまして、誠にありがとうございます。大橋監査委員と共に、これからも広域発展のために一生懸命に頑張っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第6、議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

内田消防長。

〔消防本部消防長 内田昭彦君登壇〕

○消防本部消防長（内田昭彦君） 消防本部消防長の内田でございます。議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明させていただきます。

資料2ページをお開き願います。この条例改正は、特殊勤務手当の特例に関する人事院規則の一部改正が施行されたことに伴い、筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例第7条に規定する消防業務手当について、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対する特例を設けるものでございます。

内容でございますが、新型コロナウイルス感染症対策として緊急措置の作業に従事した職員に対し、消防業務手当の特例として防疫等作業手当を支給するため、附則に次の2項を加えるものでございま

す。

まず、第3項に支給要件といたしまして、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業に従事したときに、防疫等作業手当を支給すると規定しております。

次に、第4項では、防疫等作業手当の額について規定しております。第3項の規定による作業に従事したときは、当務1回につき3,000円の支給、また新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、または長時間にわたり接して行う作業、その他任命権者がこれに準ずると認める作業に従事したときは、当務1回につき4,000円の支給となるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の条例の規定は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

3ページに新旧対照表をお示しいたしましたので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（仁平正巳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第14号 筑西広域市町村圏事務組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第7、議案第15号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）を上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、議案第15号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第2号）の説明をいたします。

令和2年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

今回の補正予算の概要ですが、令和2年4月1日及びこの10月1日付の人事異動に伴う人件費につきまして、分賦金の組替えをお願いするものでございます。

事項別明細書でご説明いたしますので、お手数ですが、10ページ、11ページをお開き下さい。2、歳入でございます。款1分賦金、項1分賦金、目1議会総務費で補正額292万7,000円の減額、目2公園費分賦金で377万円の減額、目3衛生費分賦金で669万7,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で補正額292万7,000円の減額をお願いするものでございます。これは事務局の人件費で、主に令和2年4月1日付異動により、1名減になったことによる減額でございます。

次に、款3土木費、項1公園費、目1県西総合公園費で、補正額377万円の減額でございます。これは主に10月1日付人事異動により、1名が転出したことによる減額でございます。

次に、款4衛生費、項2清掃費、目3ごみ処理施設費で435万円の増額をお願いするものです。これは、環境センターに基幹改良等推進室が設置され、4月1日付人事異動により、職員数が2名増員されたことなどに伴う増額でございます。

次に、項3火葬場費、目1きぬ聖苑費で234万7,000円の増額でございます。これはきぬ聖苑において、4月1日付で係長級職員が1名転出し、管理職が1名転入したことによるものでございます。各費目の組替えになりますので、歳入合計、歳出合計においては、補正額はゼロとなります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(仁平正巳君) 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(仁平正巳君) 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(仁平正巳君) ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第15号 令和2年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(仁平正巳君) 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎認定第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第8、認定第1号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

築田事務局長。できるだけ簡潔にお願いいたします。

〔事務局長 築田貴司君登壇〕

○事務局長（築田貴司君） それでは、ご説明申し上げます。

令和元年度決算に係る施策とその成果につきましては、特徴的な部分を説明させていただきたいと存じます。恐れ入りますが、令和元年度主要施策の成果説明書をご用意下さい。お願いいたします。

まず、概要ですが、令和元年度は年度末にかけまして新型コロナウイルスの感染拡大という未曾有の事態となり、職員一同日々変化する状況に対処しながら、市民生活に必要な事務事業を継続してまいりました。今後はウィズコロナの局面に入り、それを前提とした組合運営を模索していく必要がございますが、コロナウイルス禍が地方財政に及ぼす影響を考慮し、行政サービスの提供にあたりましては、最大限の費用対効果を念頭に効率的な執行に努めてまいります。

施設の管理運営につきましては、職員の資質向上、施設の利用促進を図り、適切な維持管理に努めました。特に環境センターにおいては、老朽化した施設の延命化を目的とした基幹的設備改良事業に着手し、きぬ聖苑におきましても、建物及び火葬設備の改修工事を実施いたしました。

消防業務におきましては、隊員の救急救命力の向上と資機材の整備を図り、消防防災、救急体制の強化に努めました。また、筑西消防署川島分署建設工事につきましては、2年目を迎え、今年7月の供用開始を目途として事業を進めました。

決算総括の詳細につきましては、1ページ、2ページをご参照下さい。

次に、3ページをご覧下さい。お願いいたします。第1表、決算報告でございます。歳入59億678万9,440円に対し、歳出50億3,999万1,804円で、歳入歳出差引額8億6,679万7,636円でございます。決算額の前年度対比は、第2表のとおりでございます。

また、歳入歳出決算の推移につきましては、4ページの第3表のとおりとなっておりますので、ご参照下さい。

次に、5ページをお願いいたします。収支状況の表をご覧下さい。前年度と比較いたしますと、歳入総額は59億678万9,440円、5.8%の減、歳出総額は50億3,999万1,804円、11.2%の減でございました。歳入歳出差引額は8億6,679万7,636円、46.3%の増。また、翌年度へ繰り越すべき財源として、川島分署建設事業などに係る継続費通次繰越額3,125万4,400円がございます。これを除いた8億3,554万円3,236円が実質収支額で、前年度に対し2億7,355万5,428円、48.7%の増となっております。

続きまして、歳入決算状況についてご説明申し上げます。5ページの下、歳入決算額の表をご覧下

さい。歳入決算額、歳入合計は59億678万9,440円、予算現額に対し1億7,346万8,240円の歳入増で、収入率103%となっております。

次、6ページをお願いいたします。(1)、分賦金です。分賦金決算一覧の表をご覧ください。決算額の合計は45億7,023万円、予算現額に対し収入率100%でございます。構成比の大きなものとしたしましては、科目の4消防費が55.5%、3-2清掃費が33.4%を占めております。また、分賦金全体では、歳入総額の77.4%を占めております。

次に、7ページの目的別関係市分賦金決算一覧をご覧ください。結城市の分賦金は11億6,062万6,000円で全体の25.4%、筑西市が23億9,987万6,000円で52.5%、桜川市が10億972万8,000円で22.1%となっております。

(2)、使用料及び手数料は、各施設で徴収しております施設使用料、衛生手数料及び消防手数料で、全体では決算額4億5,608万836円、予算現額に対して収入率101.7%、771万836円の歳入増となりました。使用料のうち、筑西遊湯館使用料は決算額8,090万2,400円で、予算現額に対し94.6%、465万7,600円の歳入減となりました。利用者数は、2月まではほぼ前年度並みに推移しておりましたが、県内で新型コロナウイルス感染者が確認されたことによる利用自粛、それから感染防止対策として3月20日から31日まで臨時休館に踏み切りましたので、3月の有料施設利用者数が前年度に比して52.1%減少したことによる減額でございます。

利用状況の詳細につきましては、8ページに示しておりますので、ご参照下さい。

続きまして、9ページをお願いいたします。県西総合公園使用料は、決算額248万8,900円で、予算現額に対し収入率119.9%、41万2,900円の歳入増となりました。これは、園内の環境整備を進めたことにより、多目的運動広場の定期的な利用が増え、それにつれてクラブハウス内の有料施設の利用増につながったことによるものと思われます。

利用状況は、9ページ下段の表をご参照下さい。

10ページをお願いいたします。排水施設使用料は、決算額397万8,890円、予算現額に対し99%となりました。これは、鬼怒川に至ります環境センターの排水管を、隣接する民間食肉工場も使用しているため、毎月徴収している使用料です。

続きまして、きぬ聖苑使用料は決算額3,564万6,500円で、予算現額に対しまして90.9%、358万8,500円の歳入減となりました。内訳といたしましては、圏域内火葬場使用料で59万7,000円の減、斎場使用料で242万1,500円の減が主なものでございます。斎場利用件数は、前年度より増加はしておりますが、葬儀形態の変化、新型コロナウイルスの影響などが使用料に反映されたものと推察しております。

11ページをご覧ください。手数料のうち清掃手数料は、し尿とごみの処分手数料です。決算額は3億2,881万3,596円となりました。内訳といたしましては、し尿処分手数料が1,304万7,696円で、予算額に対し収入率99%、ほぼ前年度並みとなりました。ごみ処分手数料は、事業系及び一般家庭からの持

込みを合わせまして3億1,576万5,900円で、予算額に対し収入率は105.1%、1,528万5,900円の増となりました。

し尿及びごみの受入れ状況につきましては、次の12ページ、13ページの表に示しておりますので、ご参照下さい。

14ページをお願いいたします。消防手数料は決算額425万550円で、予算現額に対し111.3%、43万550円の増となりました。

次に、(3)、国庫支出金についてご説明申し上げます。まず、国庫補助金は全部で4件、昨年10月に圏域内に甚大な被害を及ぼしました台風19号により発生した災害廃棄物の処理に対する災害等廃棄物処理事業費補助金480万4,000円と、筑西消防署川島分署に配備されました災害対応特殊消防ポンプ自動車及び桜川署に配備された災害対応特殊救急自動車の購入などに対する緊急消防援助隊設備整備費補助金2,835万6,000円です。なお、災害廃棄物処理につきましては、本年2月までに環境センターでの直営と民間業者への委託、合わせて約354トンの処理を完了しております。

続きまして、交付金も4件ございます。し尿処理施設の基幹的設備改良事業及びリサイクルプラザの基幹的設備改良事業に係る計画書作成などに対し、循環型社会形成推進交付金が562万3,000円、ごみ処理施設の長寿命化総合計画に対する二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金が208万2,000円です。

次に、15ページ中段の(4)、県支出金は、県西総合公園の指定管理に伴う県委託金で、決算額は3,369万5,000円、予算額に対して収入率103.1%、101万9,000円の歳入増となりました。

(5)、財産収入は、決算額103万9,000円で、予算現額と同額でございます。これは、環境センターの西側でございます最終処分場用地約2万平米を民間に貸し出しております土地貸付収入です。

(6)、繰越金は、決算額5億9,233万8,208円、予算現額に対し収入率160%、2億2,206万1,008円の増となりました。増額の主なものといたしましては、ごみ処理施設費で1億3,676万5,224円、し尿処理施設費で2,024万1,774円、消防費で4,210万5,458円が主なものでございます。

(7)、諸収入は、預金利子及び各施設の雑収入で、決算額1億6,854万1,396円、予算現額に対して収入率114.2%、2,099万9,396円の歳入増となっております。

歳入増の理由といたしましては、16ページをご覧下さい。まず、大きなもので環境センターのメタル売却代が2,319万4,582円の増、同じく環境センターのごみ処理施設売電料が777万1,033円の増となっております。

次に、17ページをご覧下さい。(8)、組合債は、決算額4,400万円で、収入率100%でございます。内訳といたしましては、表にありますとおり、消防費における災害対応特殊消防ポンプ自動車及び災害対応特殊救急自動車の購入に係る一般補助施設整備事業債の2件です。

続きまして、2、歳出決算状況、(1)、目的別歳出の状況をご覧下さい。歳出決算額50億3,999万1,804円、予算現額に対し87.9%、翌年度繰越額1億1,365万4,400円を除いた5億7,967万4,996円が不用額となりました。詳細につきましては、目的別歳出決算額の表をご覧下さい。

続きまして、18ページをお願いいたします。(2)、性質別歳出の状況でございます。決算額の構成比を見ますと、人件費が24億2,223万462円で48.1%を占め、次いで物件費が14億8,542万4,041円で29.5%を占めております。続きまして、維持補修費が5億4,590万8,755円で10.8%となりました。詳細につきましては、性質別歳出決算額及び人件費科目別歳出決算額の表をご覧ください。

続きまして、19ページ、3、主要施策の事業内容及びその効果でございます。(1)、議会費(事務局)では、決算額141万2,752円、執行率87.9%でございます。決算額の構成比は、議員報酬関係経費が64.9%、議会活動事務費が35.1%となりました。

次に、(2)、総務費で、全体で決算額3億2,897万864円、執行率97.3%でございます。続いて、筑西遊湯館費では、決算額1億9,405万1,948円で、消耗品費の節減や委託料、また工事請負費の契約差金などにより、執行率97.6%となっております。

続いて、20ページをお願いいたします。監査委員費では、決算額6万8,516円、執行率41.8%でございます。これは、平成30年度決算審査、令和元年度定期監査及び月例出納検査に係る経費でございます。

次に、(3)、土木費は、決算額8,268万4,807円、これは県西総合公園の管理運営費でございます。電気料金契約単価の見直しなどにより、執行率96.1%となりました。

続きまして、(4)、衛生費でございます。全体では決算額18億6,343万8,327円、執行率79.1%となりました。内訳といたしまして、①、保健衛生費(事務局)の病院群輪番制事業で、決算額2,825万7,060円、執行率100%でございます。本事業は、広域圏内の2次救急病院による休日及び夜間における重症患者の円滑な受入れ態勢の確保を目的に、昭和59年から開始された補助事業で、現在は4病院の共同連携によって運営されております。

事業状況につきましては、21ページの病院群輪番制事業状況の表のとおりでございます。

続きまして、②、清掃費(環境センター)でございます。全体では決算額16億8,644万3,677円、執行率77.8%となりました。内訳といたしましては、まずし尿処理施設費として決算額1億5,817万1,691円。工業薬品の契約差金及び使用料の減、延命化工事を実施するにあたり、定期整備工事などの見直しをしたことにより、執行率78.5%となっております。

続いて、22ページをお願いいたします。ごみ処理施設費では、決算額15億2,827万1,986円で、ごみ処理施設関係経費のうち、やはり工業薬品の契約差金及び電気料の使用料減、今後予定されている基幹的設備改良事業を考慮し、各設備の改修工事などを見直したことにより、執行率77.8%となっております。また、ごみ処理施設費全体から算出しましたごみ1トン当たりの処理経費は、今回2万4,702.36円となっております。

続きまして、23ページ中ほどにございます火葬場費(きぬ聖苑)では、決算額1億4,873万7,590円で、燃料の単価が下がったこと、委託料及び工事請負費における契約差金などにより、執行率91.9%となりました。

続きまして、24ページをお願いいたします。(5)、消防費でございます。消防費全体では、決算額24億552万2,889円、執行率93%でございます。このうち消防総務費では、決算額23億9,718万6,889円で、職員給与関係経費において早期退職者4名、休職者1名、再任用予定者2名が生じたこと、また消防運営事務費において、消防救急無線・共同指令センター運営負担金の減額などにより、執行率97.1%となりました。決算額の構成比といたしましては、人件費が88.1%、消防運営事務費8.3%、消防車両購入事業が3.6%となっております。

次に、消防庁舎建設費では、決算額833万6,000円で、執行率7%となっております。川島分署建設工事の工期延長により、残り93%が令和2年度に逡次繰越しとなったものです。

なお、消防力の状況、教育訓練の実施状況、火災状況、事故種別救急出場件数につきましては、25ページから28ページに記載したとおりでございます。

次に、29ページをお願いいたします。(6)、公債費は、元金で決算額3億4,237万6,015円、執行率100%でございます。利子では、決算額1,558万6,150円、執行率91.5%となりました。借入れ償還の状況につきましては、組合債年度末現在高状況調の表のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（仁平正巳君） 以上で説明を終わります。

本件につきましては、監査委員の審査を受けておりますので、大橋康則監査委員よりご報告をお願いいたします。

〔監査委員 大橋康則君登壇〕

○監査委員（大橋康則君） ただいま議長より指名をいただきましたので、令和元年度決算審査につきまして報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、管理者から審査に付された令和元年度歳入歳出決算、その他政令で定める書類について審査いたしましたので、その結果について、林監査委員と共に意見を提出するものであります。

審査の対象は、一般会計歳入歳出決算であり、総収入済額が59億678万9,440円に対し、総支出済額が50億3,999万1,804円で、翌年度への継続費逡次繰越額3,125万4,400円を除いた実質収支は8億3,554万3,236円であります。

審査は、令和2年8月5日と6日の2日間であり、消防本部及び環境センターにおいて実施いたしました。審査方法は、審査に付された決算書及び証拠書類について、会計管理者所管の関係帳簿類と照合し、さらに関係職員から説明を求めながら、決算計数の正確性、予算執行の適否及び内容の妥当性について慎重に審査を実施いたしました。

審査に付された決算書及び附属資料の計数は正確であり、予算執行状況及び内容についても適正かつ妥当なものであると認めたところであります。なお、決算の概要については、別冊の令和元年度主要施策の成果説明書のとおりであります。審査の過程に感じた点について、意見を述べたいと思

ます。

それでは、意見書の内容について説明いたします。初めに、執行状況については、新型コロナウイルスの影響で、関係市の財政状況はさらに厳しい状況にある中、経費削減に努め、必要性、重要性の高い事務事業から効率的に実施し、不用額を確保できたことは、各業務に対する努力がうかがえました。今後も、財源の大部分が関係市の分賦金であることを十分認識し、引き続き限られた予算で最大の事業効果が上げられるよう、さらなる創意工夫を望むものであります。

続きまして、各施設に対する意見について申し上げます。まず、事務局については、構成市からの職員派遣は情報など共有するメリットもありますが、人件費は組合負担である以上、構成3市との十分な協議の上、それに頼ることなく、筑西広域という独自のメリットを生かし、少数精鋭のマインドで事務事業にあたられることを望みます。

次に、筑西遊湯館については、3月に新型コロナウイルスの感染防止を目的に臨時休館となり、利用者の減少が見られましたが、それ以前は、各種イベントなどの充実により利用促進が図られ、前年度と変わらず推移しており、日頃から清掃や接客等のサービスに力を入れている様子が見られました。今後も圏民の憩いの場となる施設であることから、より多くの人に利用してもらえるように努力して下さい。

次に、県西総合公園ですが、多目的広場など有料施設の利用者が増えたことは、園内の環境整備を進めるなど、日頃から来園者の増加につながる取組に努めていることがうかがえました。今後はコロナ禍の影響で自然環境を求める来園者の増加が考えられ、遊湯館同様に圏民の憩いの場となる施設であることから、施設の改善などを継続するとともに、さらなる利用促進に努めて下さい。

次に、環境センターについては、施設の維持管理に伴う突発的な事情により多大な経費が必要となるため、施設の現状を把握し優先順位や緊急性を勘案して、慎重に予算執行を進めて下さい。専門性の高い工事等については、透明性と公平性の確保に努めながら、内容にふさわしい契約方法で執行していただきたいと思っております。

次に、きぬ聖苑については、近年の多様化する葬儀形態や利用者のニーズに対応できるように、計画的に施設修繕に取り組んでいることは評価でき、さらに待合室やトイレなど施設整備に取り組んでいただきたいと思っております。今後も施設の管理運営委託者と連携し、遺族や会葬者の心情に配慮した質の高い施設運営に努めて下さい。

次に、消防本部については、署所の老朽化対策は計画的に修繕されており、評価いたします。引き続き、効率的、効果的な署所運用を目指し、勤務環境改善を目的とした施設改修に取り組んでいただきたいと思っております。また、大規模自然災害が増えている中で、構成市消防団と常設消防の兼合いについて各市と意見調整を図り、圏域住民の安心安全を守るためにも、さらなる連携強化をお願いいたします。

以上、概要であります。監査委員の意見とさせていただきます。なお、詳細は監査意見書をご参

照いただきますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（仁平正巳君） 以上で監査委員の報告を終わります。
質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

認定第1号 令和元年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計決算認定について、報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（仁平正巳君） 起立全員。よって、本件は原案のとおり認定されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（仁平正巳君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員会委員長から継続審査の申出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（仁平正巳君） ご異議なしと認め、委員長の申出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（仁平正巳君） 以上で、今定例会に付託された案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和2年第2回筑西広域市町村圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午前11時58分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和2年10月28日

議 長 仁 平 正 巳 ⑩

署 名 議 員 中 座 敏 和 ⑩

署 名 議 員 榎 戸 甲 子 夫 ⑩